



令和6年5月16日

府中町議会議長
梶川 三樹夫 様

府中町議会議員政治倫理審査会委員長
児玉 利典

府中町議会議員政治倫理審査会の審査結果について（報告）

令和6年4月18日付けで審査の請求があったこの件につき、府中町議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 審査の請求内容

(1) 審査請求者

代表者 木田 圭司 議員、橋井 肇 議員、西 友幸 議員、西山 優 議員、
児玉 利典 議員、

(2) 審査対象議員

田中 伸武 議員

(3) 違反する疑いがある規定

政治倫理条例第3条第1号 町民全体の代表者としての品位と名誉を損なう
ような一切の行為を慎むとともに、その職務に関して町民の疑惑を招くお
それのある行為をしないこと。

(4) 審査請求の対象となる内容

府中町議会では、令和5年12月25日付けで提出された田中伸武議員（以下、「対象議員」という。）の政治倫理条例違反の疑いに対する審査請求に対し、府中町議会議員政治倫理審査会（以下、「政治倫理審査会」

という。) を設置した。当該政治倫理審査会は、審査の後、令和6年2月14日付で議長に対し、対象議員に政治倫理条例違反の事実があると認めたことの報告及び必要と認める措置の勧告をした。

この勧告を受け、議長は、同年3月18日の3月定例会会期の最終日に、議決を得たうえで、対象議員に対して審査会が定める陳謝文を読み上げるよう求めたが、対象議員はこれを拒否した。

議会の決定に対し、議決機関の構成員である議員が従わないことは、政治倫理条例第3条第1号の規定に違反する行動というべきである。

これは、衆人環視の本会議中に行われたことであり、当該拒否があった事実を指摘することにより、政治倫理条例第4条が求める事実を証する資料に代えたい。

また、対象議員は、当該拒否に先立ち、議員以外の者に対して文書を配布し、また、議長に対しても文書を提出していることも指摘する。

これらの内容又はその行為も、政治倫理条例第3条第1号の規定に違反すると思われる。

なお、審査請求書には、当該違反を疑うに足りる資料として別紙1から別紙3の、いずれも審査対象議員が作成した文書が添付してあり、うち別紙1の文書はA5版のものを拡大し、A4版にしている。

2. 審査の結果

審査請求の対象となった内容は、政治倫理条例第3条第1号に違反する事実があると認める。

3. 審査会が必要と認める措置の勧告

本審査会は、必要と認める措置として、議長は、対象議員に対し公開の議場において審査会が定める戒告を行うよう勧告する。

4. 審査の経過

開催日	会議	主な内容
令和6年4月19日	第1回審査会	<ul style="list-style-type: none">・正副委員長互選・審査会に関する確認 　審査等における注意事項など・政治倫理基準違反の審査請求

		審査請求代表者から、審査請求内容の説明 ・次回審査日程と出席要求議員の決定
5月2日	第2回審査会	・審査対象議員による審査に係る事項の説明 ・審査対象議員の説明に対する事情の聴取 ・次回審査日程の決定
5月14日	第3回審査会	・議長に対する審査報告結果の調整 政治倫理条例基準違反の判定・審査会が必要と認める措置等の協議 ・次回審査日程の決定
5月16日	第4回審査会	・議長に対する審査報告結果の調整 政治倫理条例基準違反の判定・審査会が必要と認める措置等の協議

5. 報告書を取りまとめるに当たって出された主な意見

- (1) 言論の自由は確かにあるが、無制限ではない。特に町民の代表たる議員には、より厳しさが求められると承知している。情報発信は事実と道理に基づき行われるべきで、事柄の一部分のみを切り取り、あたかも全体であるような内容として発信していることは、政治倫理条例に照らして、問題がある。
- (2) 資料1のうち、別紙1の内容に問題がある。特に、「これを止めようとする多数派や事務局長らの強行的な議事運営・発言封じがありますが、筋を通し対決しています。」とあるが、これは、法令や会議規則、その他の議会運営ルールに沿わずに行おうとした田中議員の行為を、法令等に反していないかのように述べており事実と異なる。さらに、こうした内容を、職名とはいえ、個人特定されかねない形で発信することは、個人の名誉を棄損している恐れがあり、政治倫理条例に抵触していると考える。一方、その他の文書は、議会の代表者たる議長に自己意見を述べたものであり、表現、言論の自由の観点から許容できると考える。
- (3) 資料1の別紙1の文書中、改革改善案を次々と出したとあるが、何を改革したのか。改革を止めようとする多数派、といった記載もあるが、多数派とは誰かと尋ねると、自身の提案を多数決で否決する、多数の議員と曖昧である。議会の意思決定が多数決であるのは、会議の諸原則のひとつであるところ、各議員の責任で行われるはずの表決を提案者によって反対する、と記載することは全く事実と異なる内容で問題である。

- (4) 別紙1の内容は、全体を通して、読む者に事実を誤認するように誘導しているように見え、問題があると思う。特に事務局長と特定した上で、事実と異なる内容を記載している点が一番の問題である。
- (5) 別紙1において、粘り強い議論や筋を通して対決と表現しているが、田中議員は議場外の場で、頭脳構造を疑うとか、強い口調を用いながら、長時間職員を拘束して詰め寄っている。こうした行為は議論ではない。
- (6) 別紙2の2、として、議長が全員協議会で適用した除斥について、議員活動の侵害として強く抗議し、謝罪を求めるところは、手続きに沿って、議員に譲った結論である。議長に謝罪を求めるることは筋違いであり、議会の規律にも反している。
- (7) たとえ、自己の考えと違ったとしても、議会が議決したことを拒否することは、議会のルールに従わないという意思表示であり、議員として問題がある。
- (8) 陳謝文の朗読拒否は、当該議員の判断であり、拒否による影響も当該議員が負うべきとの観点から、審査会として問題視する必要はないのではないか。
- (9) 陳謝文の朗読拒否については、確かに拒否する自由はある。しかしながら、田中議員は「事実ではない、事実認定されていない」といった主張を繰り返しており、反省も見られない。拒否を認めることは、本人のこうした主張を是認することにつながりかねず、到底、容認できるものではない。
- (10) 陳謝文の朗読拒否を含め、田中議員の一連の行為は、自らの品位と名誉を損なわないため、と説明している。審査会の報告、またそれに基づく議長の措置は、議会の品位と名誉と守り、町民の信頼を回復するために行われるものである。法的拘束力がないとはいえ、議決を得た措置を拒否し、さらに声高に法的拘束力なしと主張する行為は、議会全体の品位と名誉を損なう恐れがあり、議決機関である議会の一員として、厳に慎むべきである。

6. 政治倫理審査会 委員名簿

委員長	児玉 利典	委員	二見 伸吾
副委員長	益田 芳子	委員	西 友幸
委員	西山 優	委員	力山 彰
委員	狩野 雄二	委員	木田 圭司
委員	山口 晃司		

(政治倫理条例第5条第2項の規定により、政治倫理審査会委員には、議会運営委員会員をもって充てる。)

以上

戒告文

田中伸武議員に対し、次のように戒告します。

まず、今回審査対象となった別紙1の中に、「多数派議員」という言葉がありました。田中議員はこれまで、「多数派議員」の行動を非難するかのような表現がありましたので、審査会でも、「田中議員の言う多数派とは誰を指すのか」という質問がありました。これに対し、「概ね、多数の議員」や、「漠然とした概ねの議員集団」と田中議員は答えています。「多数派議員」の言葉が出てくるのは、改革・改善案を次々打ち出す田中議員を止めようとする多数派議員や事務局員らの強行的な議事運営・発言封じがありますという文脈にもかかわらず、「多数派」とは、特定の議員の集団ではないようです。

田中議員と対立し、連発する改革・改善案を止めようとする特定の「多数派」は、議会に存在しない、ということであれば、当然、改革・改善案の審議において、賛成の議員も反対の議員も、自由に入れ替わっている状況ということです。議員が自由に表決に参加している、という中で、その時に多数派になり田中議員と反対の立場となった議員は皆、田中議員を止めようとし、強硬的な議事運営・発言封じをしていることになります。しかし、常識的にそれはありえません。

とすれば、この、田中議員を止めようとする多数派議員や事務局員らの強行的な議事運営・発言封じ、という表現は何を指すのか。多数派が流動的と認識して素直に読めば、それが他の案件と同様、公平に審議されたとしても、賛成少数となって自分の提案が否決された場合、強行的な議事運営・発言封じがあったと田中議員は主張している、というところにたどり着きます。

これでは、田中議員が主張する、強行的な議事運営・発言封じとは、実際にはどういうものか、ということになります。

田中議員以外の、少なくとも正副議長と、議会運営委員会委員の目には、田中議員が、自分が守ろうとしない法や会議規則、議会の申し合わせなどを、不当なものと主張したり、議長や議会事務局員に守らないよう強く要請したりしている、と映ります。

ルールを守ろうとしない者には、ルールを守らせようとする者は、往々にして専横的に見えるものなのかもしれません。しかし、議長は、議会から自分に与えられた職権に基づき、議長の職務を遂行しなければならず、議会事務局員は、職における自らの義務に基づき、当然に、議会のルールを守ろうとしているのです。

分かりやすいので、2月の政治倫理審査会で説明のあった一例だけを挙げます。田中議員が再々言及する、「議長選挙の透明化」です。令和2年の改選後の初議会の前、議案の提出という田中議員の提案に対し、議会事務局員は、「地方自治法に触れるからできない」と反論しています。法に触れる、と指摘されても、田中議員は、他の新人議員の署名を受け、議案として提出しています。この議案は審議できないと他の議員が拒否し、その動議が成立したから、府中町議会は地方自治法に触れるような審議をしなくて済みました。このとき田中議員は審議するよう求める動議を出しており、それが成立しなかっただけです。審議されなかったのは、多数の議員が地方自治法の規定を守ろうとし、動議という議会のルールに基づいて下された結果であって、決して田中議員の議会改革を受け入れたくないから、ということではありません。

実際、議会事務局員は、議案ではなく休憩の動議を出し、休憩中に議員に説明することを田中議員に提案しています。この提案を受け入れていれば、少なくとも拒否はされなかつた可能性もあります。しかし、田中議員は地方自治法に触れる「議案」を出すことを曲げなかつた。

今回の審査会において、法や会議規則、議会の申し合わせなど議会のルールを当然理解していると田中議員から説明がありました。ぜひ、それを守っていただきたい。

今回の審査請求にて添付された別紙について、田中議員から、「どんな文章でもほじくり返して捻じ曲げて解釈することができる」や、「読み手が曲解するかは別問題」との説明がありましたが、今回の政治倫理審査会に提出された文書の別紙1から別紙3は、一般の人が普通に読めば、田中議員の主張する「審査会が間違っているとは書いていない」ようには読めません。政治倫理審査会が不当な事実認定をしたように、また、不当な議会運営をした議長に対し、田中議員が追及しているように見える。しかし、分かりやすい文章を書いてきたつもりの田中議員の記述は、最初の一読と、時間をかけて事情や引用を調べた後では、違う印象になります。

例えば、別紙1における『怒って大声を出す』『頭脳構造を疑うと発言』などが問題視されたが、やり取りの一部を切り取り、粘り強い議論を強要とするなど、言いがかりが少なくありません」の表現に、「このときの政治倫理審査会ではこの発言を認めたのでは」と審査委員に聞かれれば、「やってないとは書いてない」と認めたうえで、「パワハラの定義に当たるほどではない」と説明しています。これについて審査委員からは、「問題視されている言動をやってないと主張しているように読めるし、続く文章も、総合的にパワハラと結論づけた粗い報告、と書かれれば審査会が出して

いない結論を出したかのように、さらにそれを粗いとは、審査会に落ち度があるように読める」との指摘がありました。また、最初に指摘したように、田中議員に敵対する勢力のように読める「多数派」も、「漠然とした概ねの議員集団」という説明は、前後の文章の表現とかみ合わないものです。念のため申し添えますが、府中町議会では、田中議員の提案に対し、不特定多数の議員がその提案の内容や方法にかかわらず、必ず反対し、田中議員と対決しているような事実はありません。

また、別紙2では、政治倫理審査会の措置の勧告に基づいて議長が行った要綱の改正について、自治法第138条の行政実例を示して議長に撤回・廃止を求めておきながら、引用している実例は、正副議長がともに欠けた時の事務局長の権限についてのものであり、田中議員の引用は前提が間違っている、との指摘がありました。

ほかにも、別紙2と別紙3に共通しますが、政治倫理審査会の措置の勧告について、議長に対し陳謝文の朗読には応じられない回答し、それで措置が終わっているはずであると主張されていますが、政治倫理審査会が求めたのは、「公開の議場において、審査会が定める陳謝文」の朗読です。これほど明瞭に書かれた文章を読んで、公開の議場以外で、個人的に議長へ回答すれば措置が終了すると理解した、ということが理解しがたい。田中議員は他の自治体の議会の例を前提として理解した、ということのようですが、府中町議会は、他の自治体と同様に固有の自律権を持ち、常に府中町議会のルールに従って手続きを進めていることを理解していただきたい。

主張や議論のため引用する言葉は、事実、かつ、分かりやすくなれば、自らの主張や議論を無効にし、信用を失います。田中議員の発する言葉がそのままでは信用できなければ、田中議員がかねて主張するような、活発な議論はできません。議論は相手の言葉を信用して積み重ねるものだからです。同様に、読む者に誤読を誘うような文書を配布するのは、誠実な態度とは言えません。

パワー・ハラスメントについても同様です。今回の審査会の中で議論がありましたので指摘しますが、田中議員は、前回設置された政治倫理審査会へ、自ら認めた言動はあっても、「議会事務局員のほうが議員より優位な立場にあるから、自分はパワハラをしていない」と主張する文書を提出しています。パワハラを構成する3要因のうち、この点が欠けているからパワハラは成立しない、との説明がなされていました。

当然ながら、パワハラかどうかは田中議員が決めることではありません。加害をした者が、それが加害かどうかを決めることはできない。議長を補佐するための立場である議会事務局員のほうが、議員より優位な立場にあるという田中議員の主張を、政

治倫理審査会の委員は納得することができません。反論すれば納得する、というものではありません。田中議員が議会事務局員に行った行為は、パワハラでなければ職場におけるいじめに等しいものです。

また、別紙1に、事務局員が「強硬的な議会運営・発言封じ」をしたかのように記載していますが、議会事務局員を含めた一般の職員は、田中議員が一方的に文書により主張すれば、特段の設定がない限り、それが正当かどうか、自ら公的に反論する機会はまずありません。このことからも、一般の職員の職務上の行為を、議員が公に批判するのは品位のある行動とは言えません。田中議員は、憲法は表現の自由を保障していると主張されますが、その自由は、規制する法令があることから分かるように、無制限ではありません。

書いた者が別に説明を加えないと、読む者に誤解を与えかねない文書の発出や、やった者がそうではないと説明しても、周りにはパワハラか強要かいじめかに見える行為は、議員として議会の品位と名誉を損なう行為です。2度としないでいただきたい。

次に、陳謝文の朗読拒否についてです。府中町議会議員政治倫理条例第9条には、議長の措置は、「議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復させるため」行われると規定され、当然、政治倫理審査会の求める措置は、これを踏まえたものです。

田中議員は、同条例の政治倫理基準の部分、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む、という規定を引用し、自分はこの規定に基づき、自分の品位と名誉を損なう行為であるので、議長が求めた陳謝文の朗読を拒否した、と説明されました。

しかし、議長の措置の根拠は、先に指摘した条例の規定であるため、陳謝文を読まない、という田中議員自身の品位と名誉を優先した選択は、田中議員がその一員である府中町議会の品位と名誉と、町民の信頼を損なうことになります。

勧告に強制力はない。確かにそのとおりですが、府中町議会の議員が、それを文書に書いて配布し、議決に従わないことは、府中町議会における民主主義の根幹を搖るがす行為です。

府中町議会の品位と名誉のため、このことについても指摘しておきます。

以上、田中伸武議員に対する戒告です。

令和6年 月 日

府中町議会議長 梶川 三樹夫